|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部　循環型社会推進室 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが１件あった。また、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが１件あった。１　精算が遅延しているもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 大阪府 | 令和３年６月１日から同月２日まで | 460円 | 令和３年７月６日 |

２　未精算のもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 |
| Ｂ | 大阪府 | 令和４年３月15日から同月16日まで | 360円 | 令和４年３月25日 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 今回未精算のものについては、内容を確認し、精算を行った。検出事項は、概算払に係る大阪府財務規則の認識不足が原因で生じたものである。室内職員には、監査結果の周知とともに、概算払に関して、会計事務職場研修資料を用いた研修を行い、今後の手続について注意喚起を行った。また、旅費担当者には、管外出張する職員へ速やかな精算報告実施を促すとともに、精算確認を随時行い、未精算の場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行うよう指導した。 |

旅費の精算事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月20日まで）